

TEPCO

料 金 表

[特別高圧]

2023 年 4 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金表 [特別高圧]

1 対象となるお客さま

この料金表 [特別高圧] (以下「この料金表」といいます。) は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2 料 金

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

電気需給約款 [特別高圧] (以下「需給約款」といいます。) 14 (特別高圧季節別時間帯別電力A) (4) の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	23円90銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	23円68銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	23円29銭	22円14銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	23円08銭	21円93銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円84銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円61銭

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

需給約款15（特別高圧季節別時間帯別電力B）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,594円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	23円90銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	23円68銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	23円46銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他

季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	23円29銭	22円14銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	23円08銭	21円93銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	22円85銭	21円65銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円84銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円61銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	18円46銭

(3) 特別高圧電力A

需給約款16（特別高圧電力A）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	22円13銭	21円12銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	21円87銭	20円91銭

(4) 特別高圧電力B

需給約款17（特別高圧電力B）（4）の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,594円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	21円57銭	20円62銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	21円32銭	20円40銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	21円08銭	20円18銭

(5) 特別高圧臨時電力

需給約款18（特別高圧臨時電力）（2）ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 需給約款18（特別高圧臨時電力）（1）イに該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	23円65銭	22円52銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	23円35銭	22円25銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	23円08銭	22円00銭

ロ 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)ロに該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	24円33銭	23円13銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	24円02銭	22円85銭

(6) 特別高圧自家発補給電力

需給約款19（特別高圧自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	23円23銭	22円12銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	22円94銭	21円87銭

(ロ) (イ)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	26円25銭	24円87銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	25円90銭	24円56銭

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	22円60銭	21円57銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	22円34銭	21円32銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	22円08銭	21円08銭

(ロ) (イ)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	25円47銭	24円18銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	25円13銭	23円87銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	24円81銭	23円57銭

3 延滞利息

需給約款28（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{10}{110}$
-----	------------------

4 燃料費等調整

- (1) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値
 α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

- (2) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロに定める $\delta 1$ および $\delta 2$ の値
 $\delta 1$ および $\delta 2$ の値は、次のとおりといたします。

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

- (3) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハに定める基準燃料価格
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	64,900円
--------	---------

- (4) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハに定める基準市場価格
基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	17円44銭
--------	--------

- (5) 需給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める基準燃料単価
基準燃料単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭5厘
------------	-------

- (6) 需給約款別表3（燃料費等調整）(3)に定める基準市場単価
基準市場単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	32銭8厘
------------	-------

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

2 料金についての経過措置

需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）の適用を受けるお客さまの料金は、その適用を受けている間、2（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

需給約款14（特別高圧季節別時間帯別電力A）（4）の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円49銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円10銭	15円95銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円89銭	15円74銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円65銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円42銭

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

需給約款15（特別高圧季節別時間帯別電力B）（4）の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,594円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円71銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円49銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円27銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円10銭	15円95銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円89銭	15円74銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円66銭	15円46銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円65銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円42銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	12円27銭

(3) 特別高圧電力A

需給約款16（特別高圧電力A）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円94銭	14円93銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円68銭	14円72銭

(4) 特別高圧電力B

需給約款17（特別高圧電力B）（4）の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,704円89銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,649円89銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,594円89銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円38銭	14円43銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円13銭	14円21銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	14円89銭	13円99銭

(5) 特別高圧臨時電力

需給約款18（特別高圧臨時電力）（2）ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 需給約款18（特別高圧臨時電力）（1）イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円46銭	16円33銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円16銭	16円06銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円89銭	15円81銭

ロ 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円14銭	16円94銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円83銭	16円66銭

(6) 特別高圧自家発補給電力

需給約款19（特別高圧自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円04銭	15円93銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円75銭	15円68銭

(ロ) (イ)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	20円06銭	18円68銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円71銭	18円37銭

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円41銭	15円38銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円15銭	15円13銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	15円89銭	14円89銭

(ロ) (イ)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円28銭	17円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円94銭	17円68銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	18円62銭	17円38銭

3 燃料費調整についての経過措置

- (1) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）(1)イに定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）(1)ロに定める基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200円
--------	---------

- (3) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）(2)に定める基準単価
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭 1 厘
-------------	---------